

議会運営委員会

日 時 平成30年2月19日(月) 午前10時～
場 所 第3委員会室

1 平成30年3月亀岡市議会定例会について

- (1) 招集告示 2月19日(月) 告示第 号
- (2) 開 会 2月26日(月)

2 3月定例会提出議案の概要説明

- (1) 概要 …… 別添

3 3月定例会日程案について 【別紙NO.1】

- (1) 一般質問通告期限 2月26日(月) 正午
* 施政方針演説等の原稿は2月22日(木)に配付(会派控室へ)
- (2) 請願提出期限 2月26日(月) 午後5時
- (3) 質疑通告期限(当初提案議案分)
3月 7日(水) 一般質問終了時
- (4) 討論通告(3月12日採決分: 補正予算案)
3月 9日(金) 常任委員会終了時
- (5) 意見書等提出期限 3月20日(火) 午後5時
- (6) 討論通告(閉会日採決分) 3月23日(金) 午後4時
* 市民憲章唱和 3月6日(火) 午前9時50分～ 福井英昭議員

4 開会日(2月26日)本会議議事日程について

- (1) 議事日程

諸報告(監査、理事者出席要求)

- 第1 会議録署名議員指名(富谷議員、平本議員)
- 第2 会期決定
- 第3 第1号議案から第67号議案(提案理由説明) ※施政方針演説

5 一般質問について

(1) 質問時間

【3月定例会】

①質問配分時間（答弁時間含まず）

<先例・申合せ>

○代表質問 1会派40分[一括質問方式]

○個人質問 1人20分を会派に割り当て（1人30分上限）

②会派順及び個人質問会派配分時間

○新清流会 (7人) 140分

○緑風会 (3人) 60分

○共産党議員団 (3人) 60分

○公明党議員団 (2人) 40分

○会派に属さない議員 20分

(2) 日程（案）

○代表質問 4人 3月6日（火）

（終了予定時刻は午後4時40分）

○個人質問 人 3月7日（水）、8日（木）

※個人質問者数は最大で16人（各日8人）

（8人の場合、終了予定時刻は各日とも午後4時15分）

(3) 一般質問

○通告書は事務局へメール送信

○会派内調整（代表質問など同内容の質問の重複について）

○会派内質問順序は2月23日（金）午後5時までに事務局へ

6 予算審査について

(1) 審査体制（案）

- 予算特別委員会
- 設置予定日 3月8日(木) 一般質問終了後
- 委員数 _____人
- 委員選出（会派按分） 【別紙No.2】
 - 新清流会 (10人) _____人
 - 緑風会 (※議長除く 4人) _____人
 - 共産党議員団 (4人) _____人
 - 公明党議員団 (3人) _____人
 - 会派に属さない議員(1人) _____人
- *委員選出届期限 2月26日(月) 午後5時

(2) 審査日程案【別紙No.3】

- *審査資料「施策の概要」は2月22日(木)に配付(各会派控室へ)

7 地方自治法第180条の規定に基づく市長専決事項の改正（依頼）について

【別紙No.4、5】

8 陳情・要望について

- 平成30年度「給与所得に係る市町村民税・府民税特別徴収額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人番号記載の中止を求める陳情書【別紙No.6】
- 臓器移植の環境整備を求める意見書の要請【別紙No.7】

9 議会運営委員会の行政視察について

- 視察時期候補 4月16日(月)～20日(金)
25日(水)～27日(金)
- 視察先候補

10 その他

○議場内撮影許可申請

○本日の会議予定

議運終了後 幹事会

14:00～ 会派会議

終了後 広報広聴会議

○今週の会議等の予定

21日(水) 10:00～ 総務文教、産業建設各常任委員会(月例)

13:30～ 議員団研修

平成30年3月定例会日程表（案）

日	曜日	会 議 等	会 議 内 容 等
2/19	月	<3月定例会招集告示> 10:00 議会運営委員会（市長出席） 13:00 幹事会 14:00 会派会議 終了後 広報広聴会議	議案概要、2/26の日程、予算特別委員選出等 議運・幹事会報告
20	火		
21	水	10:00 総務文教、産業建設各常任委員会 13:30 議員団研修	
22	木		
23	金		
24	土		
25	日		
26	月	【3月定例会開会】 10:00 本会議	諸報告、署名議員、会期決定、施政方針・提案理由説明 <一般質問通告期限 12:00><請願提出期限 17:00> <予算特別委員届出期限 17:00>
27	火		
28	水		
3/1	木	13:30 環境厚生常任委員会	
2	金		
3	土		
4	日		
5	月	13:00 正副議長議案調整（市長出席） 14:00 議運事前調整	追加議案
6	火	10:00 【一般質問（代表）】	
7	水	10:00 【一般質問（個人）】 議会運営委員会（市長出席）・幹事会	追加議案概要、3/8, 12議事日程 <質疑通告期限 一般質問終了時>
8	木	10:00 【一般質問（個人）】 予算特別委員会	提案理由（補正）、質疑、付託、予算特別委員会設置 正副委員長の互選
9	金	10:00 3常任委員会	付託議案審査（補正予算） <討論通告期限 委員会終了時>
10	土		
11	日		
12	月	10:00 3常任委員会 議会運営委員会（幹事会）～会派会議 本会議【補正予算採決】 3常任委員会 （終了後）予算特別委員会事前調整	委員長報告 討論順序・採決 予算特別委員長名報告、補正予算採決 付託議案審査、視察日程
13	火	13:00 予算特別委員会①	〔市長～各部長〕説明、予算審査
14	水	10:00 予算特別委員会②	予算審査
15	木	10:00 予算特別委員会③	予算審査
16	金	10:00 予算特別委員会④	予算審査
17	土		
18	日		
19	月	10:00 予算特別委員会⑤	予算審査、重点事項まとめ
20	火	13:00 予算特別委員会⑥ 会派会議 予算特別委員会（採決）	最重点事項質疑答弁〔市長～各部長〕 討論～採決 <意見書等提出期限 17:00>
21	水	春分の日	
22	木	（委員会予備日）	
23	金	10:00 人事議案調整（市長出席） 11:00 議運事前調整 13:30 幹事会（市長出席）、議会運営委員会 （未定）会派会議	人事議案 （各委員会報告等） 3/26の日程、意見書案、討論通告等 <討論通告期限 16:00>

平成30年3月定例会日程表（案）

日	曜日	会 議 等	会 議 内 容 等
24	土		
25	日		
26	月	【3月定例会閉会】 10:00 予算特別委員会 3 常任委員会 議運事前調整 議会運営委員会(幹事会)～会派会議 PM 本会議	委員長報告確認 委員長報告確認 討論順序・採決、次回定例会日程等 議案（予算含）採決

予算特別委員構成<第16期>

年	会派	新清流会	緑風会	共産党議員団	公明党議員団	会派に属さない議員	定数
27年 委員名		5人	2人	2人	2人	1人	12人
		奥村泰幸 小松康之 小島義秀 明田 昭 堤 松男	平本英久 竹田幸生	田中 豊 並河愛子	山本由美子 富谷加都子	酒井安紀子	
28年 委員名		6人	1人	2人	1人	1人	11人
		小川克己 奥野正三 福井英昭 齊藤一義 菱田光紀 石野善司	木曾利廣	馬場 隆 三上 泉	藤本 弘	湊 泰孝	
29年 委員名		6人	3人	2人	1人	0人	12人
		奥野正三 小松康之 福井英昭 菱田光紀 小島義秀 西口純生	竹田幸生 平本英久 木曾利廣	馬場 隆 三上 泉	山本由美子		

(案)

年	会派	新清流会	緑風会	共産党議員団	公明党議員団	会派に属さない議員	定数
30年		(5)	(2)	(2)	(2)	(1)	
		奥村泰幸 小川克己 齊藤一義 西口純生 石野善司	明田 昭 ()	田中 豊 並河愛子	富谷加都子 藤本 弘	酒井安紀子	

＜H30. 3月＞予算特別委員会審査日程

日	開始時刻 (予定)	項目	内容・説明者等	説明見込 時間	終了 予定時刻
【1】 3月13日 (火)	13:00	あいさつ	市長		
	13:10	審査1	議会事務局	15分	13:30
	13:30	審査2	市長公室	40分	14:50
	<休憩> 15:10	審査3	会計管理室	10分	15:30
	15:30	審査4	企画管理部	25分	16:30
	<休憩> 16:40	審査5	まちづくり推進部	20分	17:25
【2】 3月14日 (水)	10:00	審査6	生涯学習部	40分	12:00
	13:00	審査7	総務部・ 監査委員事務局	40分	15:00
	<休憩> 15:20	審査8	環境市民部	35分	16:50
【3】 3月15日 (木)	10:00	審査9	健康福祉部	90分	12:30
	13:30	審査10	産業観光部・ 農業委員会	90分	16:10
	<休憩> 16:30	審査11	土木建築部	30分	17:25
【4】 3月16日 (金)	10:00	審査12	京都スタジアム(仮称)整備推進 プロジェクトチーム	15分	11:00
	11:00	審査13	教育委員会	70分	15:00
	<休憩> 13:00				
	<休憩>	事務整理	☆委員間討議項目一覧委員配付		
	—	現地視察	視察実施検討・決定		
	—	市長質疑	項目決定・討議		
【5】 3月19日 (月)	10:00	(現地視察)	(視察実施)		
	11:40	市長質疑	項目確認		
	午後	事務整理			
【6】 3月20日 (火)	13:00	市長質疑	市長等答弁		15:00
	15:00	会派会議			
	16:00	討論・採決			17:00

・審査1～13:説明・質疑・委員間討議

・市長質疑項目の執行機関送付は3月19日(月)15:00の予定

「地方自治法第180条の規定に基づく市長専決事項の改正」依頼に関する資料

1 経過等について

*平成30年3月定例会に、第49号議案として債権管理条例議案（参照：議案の概要）が市長提案される予定であり、それに伴い「地方自治法第180条に基づく市長専決事項」に下記の事項を加える依頼があった（別紙No.5）。

※「地方自治法第180条に基づく市長専決事項」の発議権は議会に専属している。

市長専決事項に加えることを要請する事項（平成30年2月2日依頼）

「1件140万円以下の金銭債権に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること（第7の場合を除き、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第383条の規定による支払督促の申立てに対する異議の申立てが訴えの提起とみなされる場合を含む。）。」

*第49号議案は財産管理課が所管していることから、平成30年1月23日（火）の総務文教常任委員会（月例）において行政報告が行われた。また、この時、地方自治法第180条に基づく市長専決事項の追加についても説明された。

2 過去の取扱いについて

*直近では、平成15年3月定例会において、市長から「7. 市営住宅の家賃等の請求及び明け渡し請求に係る訴えの提起、和解及び調整に関すること」(参考資料参照)を、市長専決事項に加えることについて依頼があり、招集告示日の議会運営委員会で協議し、次の通り取扱った。

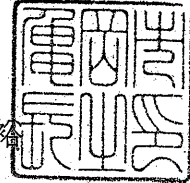
- ①一般質問（2日目）終了後の幹事会で執行部から説明する機会を設けた。
- ②議会として依頼内容を了承し、閉会日の議会運営委員会において、各会派の幹事長名で提案することを決定した。
- ③最終日の本会議で議員提案を可決。



29財管第1094号
平成30年2月2日

亀岡市議会議長 湊 泰 孝 様

亀岡市長 桂 川 孝 裕



議決「地方自治法第180条の規定に基づく市長専決事項」の
改正について（依頼）

本市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、その管理の適正化を図り、もって公平・公正な住民負担及び行財政運営に資することを目的として、亀岡市債権管理条例の制定について、平成30年3月亀岡市議会定例会に提案します。

この提案に伴い、本市が有する金銭債権について、法的措置を迅速かつ効果的に実施するため、「地方自治法第180条の規定に基づく市長専決事項」（昭和55年7月9日議決）に、下記の事項を加えていただきますように要請いたします。

記

1. 市長専決事項に加えることを要請する事項

「8 1件140万円以下の金銭債権に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること（第7の場合を除き、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第383条の規定による支払督促の申立てに対する異議の申立てが訴えの提起とみなされる場合を含む。）」

平成 30 年度「給与所得等に係る市町村民税・府民税
特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」平成 29 年 12 月 25 日 受理
(郵送)

への個人番号記載の中止を求める陳情書

〔陳情項目〕

- 一、平成 30 年度からの「給与所得等に係る市町村民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（第三号様式）に個人番号の記載をしないこと。
- 二、地方自治法第 99 条の規定にもとづき、個人番号の記載欄を追加した「地方税法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 27 年総務省令第 91 号）第一条の第三号様式変更の撤回などを求める旨の意見書を国に対して提出すること。

〔陳情趣旨〕

総務省自治税務局による行政通達において、地方税当局が特別徴収義務者に送付する「給与所得等に係る市町村民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」第三号様式（以下、「通知書」とする）に、平成 29 年度分から個人番号記載欄が追加され、納税義務者の個人番号を記載して送付するよう指示されました。しかし、そもそも、給与から住民税を天引きして納付する手続（特別徴収）において、従業員の個人番号は必要ない上、この取り扱いには、以下のような重大な問題があります。

①「個人情報の自己コントロール権」を侵害し、憲法に違反する問題

上記通達に従えば、「通知書」には納税義務者から特別徴収義務者に提供されなかった個人番号まで記載して送付することになります。しかし、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、番号法）には、個人に対して個人番号の提供を強制する規定はありません。個人が自らの特定個人情報を誰にどのように提供するか、あるいは提供しないかは自由であり、これに反して他者が特定個人情報をみだりに第三者に提供することは、「個人情報の自己コントロール権」を著しく侵害し、憲法に違反します。

②特別徴収義務者（事業者）に重い負担を負わせ経営を圧迫する問題

番号法は事業者に対して、「施策に協力するよう努める」（法第 6 条）こととし、「個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない」（法第 12 条）としています。万一、情報漏えい等を行った場合は「4 年以下の懲役もしくは 200 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」（法第 67 条）等と定め、法人に対しても罰金刑を科ずとしています。しかし、一事業者が日々増大する情報漏えいリスクに万全な対策を行えるものではありません。私たち診療所をはじめ開業保険医等にとって安全管理措置を講じるには事務・費用負担も大きく医業経営を圧迫することになります。そもそも、事業者が講じるべき対応について、未だその内容が広く周知されているとは言えません。安全管理措置を講じることが能力的に適わない事業者に対し、一律に個人番号の記載された通知を送付することは、事業者に過重な負担を強いる上に、情報漏えいの危険性を高めることになります。

③自治体の情報漏えいリスクが高まり、コストが増える問題

通知書に個人番号が記載されると、従来の個人情報漏えいよりも更に深刻な事故となり、



市民からの損害賠償請求等、自治体が負うリスクが高まることとなります。平成 29 年度の「通知書」では、東京都、埼玉県、群馬県、大阪府、奈良県、山口県では過半数の市区町村が不記載とする等の対応をとりましたが、京都府は全市町村で記載して送付されました。結果、京都府内では事務処理誤りによる誤送付で、10 事業所 18 人分の個人情報第三者に知りうる状態になりました。全国でも同様の誤送付が相次ぎ、少なくとも 296 事業所 359 人分の個人番号等の漏えいが起こっています（全国保険医団体連合会 2017 年 7 月 20 日調べ）。原因はデータ処理における入力等の人的なミスがほとんどであり、このリスクをゼロにすることはできません。また、誤配達防止のため特定記録等の郵送方法をとれば、多大な経費増となります。

日本弁護士連合会は、平成 29 年 4 月 13 日付で「特別徴収義務者宛の通知書から個人番号記載欄を除去すること等を求める意見書」を発表し、「国は、個人の『個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由』を保護するために、『通知書』から個人番号欄を除去し、除去されるまでの間自治体は不記載とすべき」と指摘しています。

また、日本税理士連合会は、平成 29 年 6 月 22 日付で「平成 30 年度税制改正に関する建議書」において、「事業者にとって安全管理措置の対象となる書類が増え、郵送による個人番号の漏えい等のリスクも増えることから、通知書への個人番号の記載については、記載を要しない取扱いとすべき」としています。

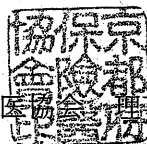
さらに、平成 29 年 12 月 14 日に自由民主党・公明党が決定した「平成 30 年度税制改正大綱」では、「給与所得等に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）について、当該通知に記載すべき事項を（中略）書面により送付する場合には、当面、マイナンバーの記載を行わないこととする」とあります。

地方税の課税権は各地方自治体にあります（地方税法 2 条）。納税通知等は、あくまで総務省令で定める様式に「準じて」作成するものであり（同法 43 条）、総務省が上記通達で示した様式どおり作成するか、あるいはその様式どおり記載するかは各地方自治体の権限によります。上記の問題点を踏まえ、住民や事業者の安全・安心を最優先に考慮の上、「通知書」に個人番号の記載をしないよう陳情いたします。

また、地方自治法第 99 条の規定にもとづき個人番号の記載欄を追加した地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 91 号）の第三号様式変更の撤回を求める意見書を国に対して提出くださいますよう陳情いたします。

平成 29 年 12 月 22 日

亀岡市議会議員 殿



陳 情 人：京都府保険医協会 理事長 垣田

陳情人住所：〒604-8162 京都市中京区烏丸通蛸薬師上ル七観音町 637

インターワンプレイス烏丸 6 F

電 話：075-212-8877 ファクシミリ：075-212-0707



平成30年2月15日受理(郵送)

平成 30 年 2 月 10 日

亀岡市議会 議長 湊泰孝 様

移植ツーリズムを考える会

井田 敏美

〒664-0831 兵庫県伊丹市北伊丹

TEL 090-5158-9033

臓器移植の環境整備を求める意見書の要請

【陳情趣旨】

臓器移植の普及によって薬剤や機械では困難であった臓器の機能回復が可能となり、多くの患者の命が救われている。

一方、臓器移植ネットワークが構築されていない外国における移植は臓器売買等の懸念を生じさせ、人権上ゆゆしき問題となっている。

そこで、国際移植学会は、平成20年5月に「各国は、自国民の移植ニーズに足る臓器を自国のドナーによって確保する努力をすべきだ」とする主旨の「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を行った。

こうした動きが我が国における平成22年7月の臓器の移植に関する法律の改正につながり、本人の意思が不明な場合であっても家族の承諾により臓器を提供することが可能となった。同法の改正以後、脳死下での臓器提供者は年々増加しており、平成28年の臓器提供者数は64人となっている。

しかし、平成29年10月31日時点における臓器移植希望者数が、心臓で646人、肺で339人、肝臓で331人、腎臓で12,526人、膵臓で211人(日本臓器移植ネットワーク)となっているなど、心停止後のものを含めても臓器提供数が必要数を大きく下回っており、その理由としてドナーや臓器提供施設数が少ないことが指摘されている。

【陳情事項】

よって、臓器移植を国民にとって安全で身近なものとして定着させるため、早急な対策が必要である。貴議会から国へ、臓器移植の環境整備を求める意見書を提出してください。



臓器移植の環境整備を求める意見書（案）

臓器移植の普及によって薬剤や機械では困難であった臓器の機能回復が可能となり、多くの患者の命が救われている。

一方、臓器移植ネットワークが構築されていない外国における移植は臓器売買等の懸念を生じさせ、人権上ゆゆしき問題となっている。

そこで、国際移植学会は、平成20年5月に「各国は、自国民の移植ニーズに足る臓器を自国のドナーによって確保する努力をすべきだ」とする主旨の「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を行った。こうした動きが我が国における平成22年7月の臓器の移植に関する法律の改正につながり、本人の意思が不明な場合であっても家族の承諾により臓器を提供することが可能となった。同法の改正以後、脳死下での臓器提供者は年々増加しており、平成28年の臓器提供者数は64人となっている。

しかし、平成29年10月31日時点における臓器移植希望者数が、心臓で646人、肺で339人、肝臓で331人、腎臓で12,526人、膵臓で211人（日本臓器移植ネットワーク）となっているなど、心停止後のものを含めても臓器提供数が必要数を大きく下回っており、その理由としてドナーや臓器提供施設数が少ないことが指摘されている。

よって、国においては、国民の臓器を提供する権利、臓器を提供しない権利、移植を受ける権利及び移植を受けない権利を同等に尊重しつつ、臓器移植を国民にとって安全で身近なものとして定着させるため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 国民が命の大切さを考える中で臓器移植にかかる意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増やすことができるよう臓器移植に係る更なる啓発に努めること。
- 2 臓器提供施設における院内体制の整備を図るため、マニュアルの整備、研修会の開催など個々の施設の事情に応じたきめ細かい支援を行うこと。
- 3 臓器移植についての説明から臓器提供後のアフターケアまで、ドナーの家族に対してきめ細かな対応が可能となるよう移植コーディネーターの確保を支援すること。
- 4 臓器摘出手術から移送までを担う臓器移植施設の担当医について負担軽減対策を講ずること。
- 5 国民が臓器移植ネットワークの構築されていない国において臓器移植を受けることのないよう必要な対策を講ずること。
 - ① ブローカーの厳罰化
 - ② 医師に対する、患者への渡航移植の危険性の告知義務
 - ③ 医師が臓器移植を受けた患者であることを覚知した際、厚生労働省への告知義務これらは、有効な対策であると思われる。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日
議会議長

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣